

倭館における朝鮮語通詞・日本語訳官の交流様相とその意義

朴真完（京都産業大学外国語学部准教授）

1. はじめに

日朝交流史における朝鮮通信使¹は、前近代（17～19世紀）の「善隣友好使節」と象徴され、日朝平和維持の根幹を成すと説明されてきた。日本へ外交使節を派遣する、いわゆる通信使外交は、一見、江戸幕府と朝鮮王朝という政府レベルでの直接外交のように見られるが、実際にはその間で折衷役を務めた対馬藩と東萊府（現、釜山）の仲介による間接通交によって維持された²。

その外交交渉の大部分が対馬人の居留地だった朝鮮国の倭館で行われた。近世の倭館³は文禄・慶長の役後の慶長十二年（1607）に釜山の豆毛浦に設置されたが、敷地が狭くて港が遠浅だったため、対馬藩は朝鮮国に対して倭館地の移転を要請し、およそ20年に及ぶ交渉過程を経て、1678年に草梁港の地に移転する。

草梁倭館（1678～1876）の敷地面積は約10万坪あり、館内の龍頭山（日本名：中山）を基準に、その西側は外交の場である「西館」と、居住および経済活動の場である「東館」に分けられる。また、供養寺として東向寺があり、東向寺僧は朝鮮からの書契を管掌した。

倭館は外交の他、通商の場としての機能を担当しており、民間レベルでの交流も頻繁に行われた。草梁倭館には館守をはじめとして倭館に派遣された対馬の役人、使者、藩医、商人、横目、書記官、通詞、朝鮮語稽古の留学生など年中通常400～500名前後の対馬人たちが居留した。

日本人が倭館で暮らしていくうえでの日常の生活物資（野菜・鮮魚など）の確保は、倭館周辺の朝鮮人に依存したものであった。倭館の内部には朝鮮人役人などの限られた者しか足を踏み入れることができなかったが、一方で倭館の外である門前には毎日のように朝市が立ち、日本人と朝鮮人とが接触する機会が生まれる。日朝間の接触が時には犯罪・事件につながり、次第に日朝両国の間で問題化していく場合もあった。

つまり草梁倭館200年の歴史の中で、日朝間係は常に友好関係が持続したわけではなく、葛藤やトラブルも多かったことに気付く。しかし近世日朝関係に関する先行研究では、対馬と東萊府の役割はあまりにも単純化されており、日朝の町人（中人）や庶民の間で実在した日常的な接触は、あまり研究の対象にならなかったのである。

よって本研究では、まず交渉の実務レベルに当たる対馬朝鮮語通詞（日本側、以下通詞）と倭学訳官（朝鮮側、以下訳官）との交流に注目し、倭館における公私にわたる交流様相を明らかにすることを研究目的とする。そのため、両者間の対話を基に製作された文献『通訳酬酢』を利用して、倭館において外交や貿易業務を執り行った両国通事⁴の活動を実証的に検証していく。また、通詞と訳官の交流が近世日朝関係にど

ういう役割を果たしていたかを見る。

2. 通詞と訳官の活動

2. 1. 任務

2. 1. 1. 通訳

雨森芳洲（1668～1755）は『交隣提醒』で、通詞は館守（統括役）⁵・裁判（外交交渉官）・代官（公貿易担当官）に並ぶ切要な役人と述べ、対馬藩および国の重大事に関わる要職と認識し、通詞組織を補強して、これまで大通詞（1名）と本通詞・稽古通詞（各3～4名）だった構成員に、新たに「五人通詞」（10人前後）を稽古通詞の下に置くこととした。これに「詞稽古御免札」の制度などで留学に来ていた生徒（20名前後）を含め、約40人が倭館での通訳に当たっていた⁶。

一方、訳官は「任官」として訓導と別差（各1名）と、補佐役の陪通事（2名）、そして小通事（35名前後）などと構成されており、通詞の数と同じく約40人の訳官が倭館に常住する。

このうち訓導は配下の訳官たちを管掌し、倭館で発生する諸般事項を朝鮮政府に報告する業務に当たる第一線の実務者であった。また通信使行派遣時には三使の随行訳官となり、問慰行派遣時には彼自身が正使となるなど、対日本外交の交渉役を務めていた。

貿易上の重要事や、通信使派遣などの貿易・外交懸案が発生すると、訳官は倭館に行き代官・裁判と交渉をし、通詞は訳官の宿所、すなわち任所まで交渉のために直接やってくる⁷。その時、通詞は代官・裁判の言葉を朝鮮語に訳して訓導・別差に伝えた。

任所での通訳と同様に、「館守－東萊府使」間の会談のような公式場面においても、通詞が館守の言葉を朝鮮語に訳して東萊府使に伝える。もちろんその場には訳官も同席するが、彼らに日本語で話す場合は、急務を正確に伝える必要がある時や通訳によって本意が損なわれる場合に限定されていた（許芝銀、2008：頁150-151参照）。

つまり倭館におけるコミュニケーションには朝鮮語が主に使用されたため、訳官の日本語能力より通詞の朝鮮語能力がより重視されることになった。他にも通詞は、朝鮮側から渡された公文書（東萊府発信の伝令および覚）や、訳官から個人的に受け取った書翰の解説に携わっており、漢文・ハングル・（吏読⁸が混じった）朝鮮式漢文にも精通する必要があった。

2. 1. 2. 外交

対馬からの外交使節は、年例送使（定期的）と差倭（非定期的）に大きく分けられる。また朝鮮通信使来日に先立って派遣される「裁判」があり、西館の使者屋で泊まりながら朝鮮側と使節団の旅程、構成、派遣人物、礼単（プレゼント）リストなどの

諸条件を交渉する。それぞれの詳細については通詞と訳官の間で協議されることになる。

第8次（1711年）朝鮮通信使の派遣を例にすると、釜山を出発した6艘の船は対馬を経由し、淀までは海路、淀から江戸までは陸路を使って移動した。動員された人員は総勢338,501人、移動に必要な馬は77,645匹、通信使行列は日本各地53か所を往復した。この時に江戸幕府が通信使接待に支出した費用は最高100万両以上とされる。やがて費用節約のために、いわゆる「省弊」を名分にして、国書交換を対馬で行うという「易地聘礼」協定が結ばれるが、この交渉を主導したのは訓導朴俊漢（1730～1799）と大通詞小田幾五郎（1755～1832）であった。

小田幾五郎は省弊の条件をめぐって朴俊漢と直接交渉を行い⁹、寛政十年（1798）には易地に関する協定が成立し、公文書（但し、偽造された書契¹⁰）が元館守の戸田頼母へ手渡され、翌年幕府へこれを報告して了解を得た。ところが朝鮮訳官による書契偽造と対馬からの収賄が発覚し、朝鮮側の加担者は死罪とされるなど易地聘礼交渉は難航を極める。実際に対馬での通信使来聘が実現したのは、文化八年（1811）徳川家斉の将軍就任から23年後のことであった。結果的にはこれが最後の通信使となる。

その他、遭難事故によって発生した漂流民¹¹を本国まで送還する過程において、取調べおよび支援を担当するのも通詞であった。一例として朝鮮人漂流民が記録したハングル口述書の和解「朝鮮国全羅道海南漁民口上書并和解」（長崎対馬博物館蔵、1831、二通、紙本墨書、切紙）が現存している。その宛名「伝語官」とは通詞を指すため、通詞を介して漂流経緯や乗員構成、船具や積載物に関する取調べが行なわれたことを確認できる。

2. 1. 3. 貿易業務

江戸幕府は対馬藩に対朝鮮外交を任せる代わりに貿易独占権を認めていた。朝鮮語通詞はもともと対朝鮮貿易に従事してきた対馬の特権商人の「六十人商」出身であり、彼らは文禄・慶長の役（1592～1598）以降、倭館を拠点に朝鮮人参や中国産白糸（生糸）・絹織物を輸入し、代価を丁銀で決済する方式で銀を輸出した。

倭館の東館の一带は開市大庁¹²や倉庫、海側には船の停泊所があり、貿易に携わる役人と居留民の大部分が東館で生活していた。その活動を支えたのも通詞であった。具体的に見ると、まず代官が輸入品の質と量の改善を要求する場合、主に大通詞が交渉に当たった。また公作米年限裁判のような定例の裁判には、五人通詞・稽古通詞が付けられた（酒井雅代、2015：頁55参照）。特に後者は、公木（木綿）を米に換える年限を延長してもらう役目を担って定期的に派遣されたが、対馬藩にとってこの交渉は食糧提供原として重要な意味を持っていた。

私貿易は「町参定官」が担当しており、東萊商人と対馬藩の貿易商人の間で行われ、上用人参・中国産白糸・絹織物のほか、牛皮・煎海鼠・牛角爪・黄芩の輸入と銀の輸

出が中心となった。私貿易も公貿易とほぼ同じ位の規模で運営されており、貞享三年（1686）老中の阿部正武へ申告した『日本より差渡候諸色朝鮮より差越候品々覚書』によると、1684年朝鮮との私貿易における輸出額と輸入額を「銀 1,020 貫目／人参 1,500 斤、白糸 100 丸（5,000 斤）」のように記録している（田代和生、2015：頁 14－15 参照）。

ところが、これを同年の元方役の帳簿に照らし合わせると、銀 2,887 貫目余、人参 3,265 斤、白糸 77,265 斤とあり、両者を比較すると相当な虚偽申告がなされていたことが分かる。つまり実際に収めた利潤は 1,065 貫 270 目、すなわち金 21,300 両という莫大な利益を得ていたのである（田代和生、2011：頁 139）。

しかし 18 世紀中期以来、朝鮮人参の人工栽培が成功し¹³、また中国産生糸も日本製の生産量が増えたため、両者とも輸入源としての地位を失った。なお銀の生産は 1740 年代に入って激減するようになり、1753 年 1 月二隻の銀船が倭館に入港したことを最後に、朝鮮への銀輸送は幕を下ろした。対馬藩は輸出品を銀から銅に変えたが、昔のように繁栄は期待することはできなかった。ついに対朝鮮貿易も衰退への道を歩むことになり、通詞の貿易通訳と関わる業務は初期に比べてその重要性が次第に薄れていった。

2. 2. 私的交流

通詞と訳官は、倭館内の通称「坂の下」で頻繁に交流した。そこには訳官の執務所に当たる任所、すなわち訓導の「誠信堂」、別差の「賓日軒」、出使訳官の「柔遠館」、小通事の「通事庁」が集まっていた。

通詞と訳官は両国の外交・貿易交渉の実務者として、重要な位置を占めていたことは前述したとおりだが、それでは両者は自分たちの役割についてどういう意識を持っていたのだろうか。

訓導玄義洵（1765～1845）は着任時に、別差の時からお世話になった小田幾五郎（以下、小田）に対して次のように、

此等之意同官内致遠慮候処、公之言朋友積善之理ニ当り、他国之人ニ而茂頼母敷候。拙者差勤之節よりも預介抱ニ今首訳ニ昇り以前ニ無之重大之公幹、公与兩人主ニ相勤此出会候事、両国泰平私幸之至りニ候（通訳酬酢、巻 9「女性之部」）

と、二人は「朋友積善」の関係であり、日朝間の「重大之公幹」は通詞（小田）と訳官（自分）によって左右されると述べ、通事の重要性を端的に言及している。

小田は在職中に李命和・朴俊漢・玄義洵と「唇齒のごとき」交友をしたと、『通訳酬酢』の序書で記し、その一例として同書「飲食之部」（巻 10）で、「（訳官曰く）公の馳走のみ相なれり。今朝、釜山の朝市に従女遣わし候処、大鯛一尾調え来り候に付き、

鶏卵、野菜は大根・芹・ねぎ・春菊・ひじき・穂藻・若和布、取り揃え置き候」¹⁴とし、朝鮮式鍋料理を作ってもらい、ご馳走になったと述懐している。この逸話からは、両国の通事は日常料理を自宅で提供するほど親しく交流した様相が窺える。

実際に 18 世紀前半からは、訳官の人脈を動員して問題を解決した事例も確認できるなど、対馬藩は人脈の多い、交渉能力の卓越した訳官を確保するために、訳官に対する経済的な支援を惜しまなかった。その支援は、銀・銅・公木など公貿易物品を与え、または米などを貸し出す形で、高位層から見習い訳官に至るまで繰り広げられた。交渉を有利に導くための賄賂を提供し、またそれを授受する行為が頻繁に発生した。訳官と通詞の関係が緊密になるにつれ、両者間の慣れ合いによる癒着が生じたのである。

前述した朴俊漢は、1795 年 3 月訓導として倭館に着任して以来、1796 年 8 月間慰行として対馬に渡航した際、賄賂として銅鐵 2 千斤を受け取った。また朴俊漢は小通詞への支給分（金千両）が不足したときに、「易地聘礼」の妥結を約束したうえ、倭館に支給される公木錢を自分に貸してくれるよう小田に頼んだ¹⁵。その後、朴俊漢によって偽造された書契が幕府に提出され、「易地聘礼」は実現に向け大きく前進する。

その後、朴俊漢の後任の訓導である朴致儉・崔国楨・崔珞も日本側から経済的な支援を受けながら、密かな取引をしたことは、対馬歴史民俗資料館蔵のハングル書簡によって裏付けられる。その内容は極めて私的で、秘密維持を要請する表現が多く、崔珞が小田宛に送ったハングル書簡の中には、12 枚に裁断され「読んだ後は焼却するように」と指示されるものまで存在する¹⁶。

3. 情報収集

3. 1. 『通訳酬酢』について

小田幾五郎は 13 歳に倭館に渡り、50 年以上通詞業務を担当し、1795 年から通詞としては最高位の大通詞まで昇った人物である。大通詞歴任中に 50 余年にわたって倭館で見聞した内容のうち、後輩通詞のために（「後生為通詞」、序書）参考になりうるものをまとめた『通訳酬酢』（1807～1818）を対馬藩の朝鮮役方に提出した。本書は風儀・風楽・船上・外国（上冊、巻 1～4）、乾坤・浮説・武備（中冊、巻 5～7）、官品・女性・飲食・酒礼・礼儀（下冊、巻 8～12）の上・中・下 3 冊、計 12 部門からなる。

『通訳酬酢』の形式は問答の話者ごとに「通（通詞）曰」、「通答」、「訳（訳官）曰」、「訳答」に分けて、実際に訳官と問答した内容を基に構成されている。つまり通詞の様々な課題に対して訳官がどのように応対（＝酬酢）したのか、その思考過程を会話で表現した書物である（田代和生、2017：頁 471）。

ところで、通詞の質問に対して全て答えられるわけではなかった。『惜陰談』（1803～1854）では、三層船に関する質問（第 26 条）について、訳官は今すぐ応答できないので、後日知らせると約束している（朴真完、2011：頁 140－141）。即答を保留し

た質問に関して訳官は、漢城の人脈まで動員してまで、徹底的に調べて後日に応答するほど情報提供に積極的だった。

これに対して『通訳酬酢』には、応答を保留した場面は存在しないため、所収記事は実際の会話をそのまま記録したものとは断言できない。つまり、小田が序書で明らかにしているように、1807年から1818年までの12年間に一か年ずつの話を集めたのは元の著作『通訳実論』であったことに注意を要する。後日、記しておいた分を編集して題名を「酬酢」に替え1831年に御役方に提出したため、書き記しから完成まで、すなわち約14年間の編集過程において、その内容は補足・修正された可能性が十分ある。

本文中には、相手の訳官名を特定できる個所もあり、小田の「朋友」三人に絞って調べてみると、巻三・巻十は朴俊漢、巻六・巻八・巻九は玄義洵である。李命和については巻六と巻十に思い出として語られている（田代和生、2017：頁490-491参照）

また本文作成の時期を記した個所があり、第六巻「浮説之部」は冒頭に「申年春長日之折柄誠信堂二おみて訳官三四員与会談之刻」とされ、1812年誠信堂で訳官3~4人と会談した内容であることが分かる。また第十巻「飲食之部」の冒頭には「冬伝語官庁ニ而訓導別差<中略>判事共ニ八九員響応相済候上」とし、1816年の冬、伝語官庁における大庁宴席で問答した記録であると記している。

両国通事が草梁倭館を舞台に交わした会話を収録したという点では、『隣語大方』（1750年以前）¹⁷も『通訳酬酢』と同じ性格を持っている。が、『隣語大方』は主に公式的な接触を扱ったことに対して、『通訳酬酢』は公式的な内容はもちろん、非公式的な接触も載せている点で注目される。また後輩通詞の参考書という『通訳酬酢』の作成意図から、本書の内容を細部まで分析すると、両国の通事がどのように交流していたか、そして相手国のどういうところに関心を示していたかについて推察できる。以下、本文の内容を分析しながら、問答の具体例について調べていく。

3. 2. 『通訳酬酢』の概要

『通訳酬酢』の概要を具体的に見るため、各巻に収録された問答の内容を項目順に列挙しておく。概要は田代和生（2017：頁475-481）を基に、筆者が調査した内容を若干加えて作成した。追加の部分には波線を引き、前者と後者を区別する。

このとき、『通訳酬酢』の各巻のテーマとは直接関連しないが、会話の流れのうえて挿入された内容は「その他」に分類しておく。全体的に見ると、通詞が質問し訳官が答える形式が殆どだが、訳官からの質問も少数ながら含まれている。両者を区別するために、訳官の質問に該当する内容には、下線を引いて示す。

巻一 風儀の部

○高官一行の和館¹⁸見物から、日常生活の躰と行儀作法について考える

異形（日本人の髪型・服装・家紋・帯刀・持ち物）への関心と表現の仕方。鼻のかみ方。衣服・刀など身につける物への接触。食事の強請。入館時の武器携行と三穴砲の乱用。幼児期の躰。

○その他

小田幾五郎の語学能力。質朴と贅沢。扶持の比較。上役への諂い。通訳官の日本鼻屑と朝鮮鼻屑。通船時の太鼓の使用。誠信の本意。

卷二 風楽の部

○朝鮮楽や令旗の使用から、通行の礼儀について考える

楽器の種類。官女と女楽。路次楽と軍楽。令旗。厳めしい両班の通行。行列の整え方。行列の格と釣合。無礼な犯馬。

○その他

傲る高官への諷諫。両班批判。中間の佞奸。京城の町割。文通の宛先。家来の控え方。足ぐせの悪さ。失礼なあくび。「日本体」の教育。

卷三 船上の部

○寛政八年（1796）渡海訳官使朴俊漢と時に船将を交えて、船にまつわる諸事を語る

朝鮮船（構造・資材・建造費用・同乗者）について。信使船や訳官船の参加人数の構成。「点船」の意味。海祭り。磯辺の妖火。鬼神と龍神。船上での太鼓の使用。船上の忌み事。船上での童便要求。不潔な船中。船酔いとその対策。通船時の礼儀。朝鮮船の警備。

○その他

酒席の戯歌（巻十と重複）。他国での望闕礼。逃散しない人夫。日本の政治体制。京城の刻付け。下役の賄賂。欠乗への不当な文句。官女の小唄。

卷四 外国の部

○異国人との接触、両国の境界、漂流民にかかわる会話

オランダ人（恐怖・漂流船・暦法・出島）について。長崎の中国人。琉球人の扱い。イギリス船の絶影島（牧の島）漂着。杜撰な異国船対策。文永・弘安の役に関する認識。「壬辰年乱」後の和平。女真族など北方民族。鬱陵島（日本名竹島）は元于山国。濟州島（漂着民の扱い、産物・人柄）について。官人漂流民と暮を楽しむ。外国の当たり字。朝鮮の性。フランカイとムスコウビヤ。異宗と天主教（キリスト教）。暦法と天文。大陸側に来る海賊。

卷五 乾坤の部

○天地・日月・陰陽など、自然と関連する信仰や怪奇現象の会話から、国家・政事を動かす交流の原点を探る

中国・朝鮮・日本の暦。日月の蝕。物忌み。政度を天になぞらえる。中間の悪鬼と邪気。清風で邪気を払う。絶影島の怪奇現象。富士山・白頭山・泰山のこと。登龍の沙汰。龍巻。龍の徳について。雷光将。落雷。電狩。鬼神。神仙の画。地震。天罰。

○その他

紅参の献上。『草梁話集』。北京への道中。囲碁の手段。御和交の余徳。

卷六 浮説の部

○寛政十二年（1800）で誠信堂で交わした訳官たちとの噂話

絶影島の太宗台。神仙の岩。神仙囲碁を好む。東萊府使の絶影島見物。阿倍仲麻呂、永嘉台にて月を詠む。日本の国号（扶桑国・蓬莱国）。神功皇后伝説。三韓時代のこと。倭人と野党人。鄭成功の日本乞師。「壬辰年乱」毒殺の計。舌害と言毒。極楽世界の話。李田氏（被虜人李文長の子孫）のこと。

○その他

長崎の朝鮮漂流民。「倭」字を嫌う。朝鮮の姓。『三国志』。日本の藩制度。日本の禄。寺と僧侶。幾五郎謹慎時の秘話。

卷七 武備の部

○朝鮮の武官と軍備について

両班の意味と由来。文官と武官の区別。武官を担当する部署。堂上と堂下。兵曹と操扈府。韃靼と女真への備え。水使。統制使。虜候と配下の軍夫。觀察使・巡察使の行列。軍器の備え。肅静旗。射夫は郷土、先達は直参。船将。曲馬は武官の遊び。馬の騎り方。大科と小科。朝鮮の具足。八道軍夫の数。凄まじい役名（万戸・伏兵軍・營纏監官）について。名剣の銘。剣の代金。鉄砲。

○その他

左右道の欠乗。

卷八 官品の部

○朝鮮の官職について

日朝交流にかかわる官職。主な官職（議政府・兵曹・備辺司・東萊府使・県令・県監・郡守・水使・僉使・虜候・監牧官）。操扈府は旗本の備え。八道監司と日本の大名。両班のこと。北方の備え。訳官（構成人員・格・勢力の衰え・他官勤め・昇進・首訳・育成）について。継承しない職と家名。内裨將は御用人。尊稱の乱用（大監・令監）。身分を環子で見分ける。

○その他

『朝鮮官職考』。日本の禄と忠勤。啓聞の手続き。即決できない政府。大名の釣り合い。宗氏の格。優れた訳官。佞奸。

卷九 女性の部

○朝鮮の女性について

朝鮮と日本の女性の気性。下賤の女人びいき。南男北女。女性の遊び。官婢（遊女と妓生・定数・代金・両班の妾）について。女医。水汲み婢。巫女巫男。楽器と踊り。男女の密通。傾国の美女。美女の日朝比較。佞奸。魔妓。密夫と情死。訳官玄義洵の妾と正妻。宮女の身内。女人の妬み。尼が少ない理由。

○その他

太平楽と与民楽。送使への宴享楽。娘道成寺の話。忠義の論。根津権現の由来。誠信の本意。長崎の朝鮮漂流民。

卷十 飲食の部

○通詞家において訳官たちと好みの飲食について

好みの日本食。日本酒談議。酒席の戯歌（巻三と重複）。肉食（牛肉・狗肉・鳥肉・魚肉・虎肉・鯨肉）について。幾五郎の好きな肉について。肉食の禁。狗肉・鯨肉を食さない理由。杉焼好きの訳官朴俊漢の話。日朝の産物。米飯の炊き方。送使接待宴の酒食。食事と酒席の礼儀。喫煙の仕習い。訳官が振る舞う鍋料理と花箋。子共と食事。両国の菓子と果物。冠婚葬祭をはじめとする両国の祝事とその食べ物。

○その他

朝鮮女性の服。勅使（応接・一行人数）について。朝鮮国中の祝い事。国王の祝い事。生け花を嗜む訳官崔昔。尿瓶の持ち込み。采船に唾を吐く。日本を誉めない風情。和館虎退治の思い出。

卷十一 酒礼の部

○東萊府使の子息が和館見物をした時の体験から、酒席での礼儀作法について考える

無礼な飲食の慣習。日本の食事と作法。饗応膳と日常食。日朝酒礼の比較。横柄な両班の態度。高官次男の配慮。酒乱。泣き上戸の別差崔国桓。接待方法。葬式時の供物。

○その他

承旨は御用人。『象胥紀聞』。通詞仕立て方。領地を蓄える東萊府使。村の冠婚葬祭。官中の祝い事。神祭り。古和館墓詣で。

卷十二 礼儀の部

○日常生活の礼儀作法について

印信・官符の取り扱い。礼讓の大法。礼讓に厳格な「腕おれ府使」の話。足ぐせの悪さ。座り方。人前での放屁。客殿への尿瓶を持ち込む。采船に唾を吐く。文国の名折れ。喧嘩のやりかた。使節団往来時の礼儀における違い。東方礼義之国（朝鮮）と実際の隔たり。

○その他

文化四年（1807）の欄出事件。小田幾五郎禁足と書物の没収。日本人の信義と情け。

3. 3. 情報収集の様相と意義

通詞と訳官の発話を、内容を考慮せず単純に合計すると（括弧内に会話数）、風儀（24）・風楽（49）・船上（47）・外国（57）・乾坤（27）・浮説（51）・武備（49）・官品（34）・女性（55）・飲食（55）・酒礼（29）・礼儀（23）の合計 500 話となる。

<表 1> 各巻における問答数

	風儀	風楽	船上	外国	乾坤	浮説	武備	官品	女性	飲食	酒礼	礼儀	合計
小テーマ	10	8	16	22	22	14	24	26	22	22	10	12	208
その他	7	9	8	0	5	8	1	8	7	9	8	3	73
合計	17	17	24	22	27	22	25	34	29	31	18	15	281

一方、問答全体、すなわち一つの質問に関連する発話（小テーマ）全体を 1 話にし、さらにこれらを各巻別に分けて示すと、<表 1>のような結果となり、合計 281 話と把握される。それぞれの問答を内容別に見ると、小田の質問は、外交・政治・経済・社会・軍事・風聞と関わる内容はもちろん、朝鮮の自然・歴史・制度・文化・礼儀作法・女性に至るまで社会システムの全般に及んでいる。

日本側にとって訳官を通して収集した情報は、人為的な誇張および縮小や歪曲がないため、朝鮮朝廷と東萊府からの情報と比べ、より真実に近い情報として重視された。特に『通訳酬酢』に収録された内容の中には、朝鮮の国家機密に当たる情報も含まれており、本書は対馬藩の対外認識の形成に影響を与えただけでなく、幕府の政策決定の過程にも影響を与えたものと見られる。

<表 1>から見ると、質問の最も多い部門は、官品（34 話）、飲食（31 話）、女性（29 話）の順であり、朝鮮の政治制度と関連する「官品」と実生活と関わる「飲食」が多いことは容易に首肯できる。ところが、朝鮮女性について（29 話）多大な関心を示したのはなぜだろうか。

周知のとおり、草梁倭館は女人禁制の制限があったため、倭館では対馬男性のみの

滞在が許され、女性の出入が禁止された。また倭館は外部から閉鎖された空間だったゆえ、唯一、朝鮮女性を見られるのは、日用品調達のために開かれた朝市に限られる。それも交姦事件の発生以来、女性の出入は完全に禁止された¹⁹。

「女性之部」(巻 9) で小田は、朝鮮女性の気質と生業、出産と産後調理、再婚、衣服や化粧といった一般的な事項だけでなく、貴夫人と庶民女性の違い、官婢の人数・選出方法・担当業務、妾についてまで、身分による各層の生活を詳細に質問している。

一方、訳官の日本側に対する質問(3.2章の下線部)は、朝鮮の人々が普段遭遇することのできない異聞や新文物、そして日本人・外国人に集中している。〈表 2〉でまとめて見ると、「外国」(6話)、「風儀」(5話)、「飲食」(3話)の順で多いが、日本人の姿(髪型、服装、家紋)や帯刀のような持ち物など、主に異文化への好奇心と関連する内容である。

〈表 2〉 訳官からの質問に関する項目

風儀(5)	日本の髪型、服装、家紋、帯刀、持ち物
風楽	日本体の教育。
船上	日本の政治体制。
外国(6)	オランダ人への恐怖、オランダの漂流船、暦法。出島について。長崎の中国人。琉球人の扱い。
乾坤	日本の暦。龍の徳について。
浮説	なし
武備	なし
官品	日本の大名。日本の禄と忠勤。
女性	日本女性の気性。女人の妬み。
飲食(3)	日本酒談議。日本の産物。幾五郎の好きな肉について
酒礼	日本の食事と作法。
礼儀	日本人の信義と情け。

例えば「外国之部」(巻 4) で訳官は、小田にオランダ(阿蘭陀)人と琉球人について、特に滞在用の旅館の有無に関して質問している²⁰。

訳曰：阿蘭陀人江戸尔通候事有之候哉。琉球入者北京ニ而見候事在之、長崎表尔旅館設有之候哉。

通答：阿蘭陀人三年尔一度ツ、江戸表ニ致参勤候へ共、道中少之御馳走無之。自分之雑費ニ而往還相濟。其上通官及案内之小役人込賄い多し。信使之拵とハ雲泥之違ニ候。琉球人之館長崎内尔無之。僻州之御支配 公義御代替之節、信使後薩州様被召連。関白より之御馳走海路共尔一切無之。御隣交ニ付而者、我々ニ至る迄蒙御蔭難在事ニ御座候。

小田は、オランダ人用の出島商館はあるが琉球人用の旅館はないこと、またオランダ商館長の江戸参府時（三年に一度）の経費は自費で賄っており、朝鮮通信使に対する接待のような待遇は存在しないと答えている。

以上の問答を通して訳官は何を認識できたであろうか。おそらく朝鮮側による倭館の無償提供と、日本側による通信使接待というのは、他の国では見られない特別な措置であること、また日本とオランダそして日本と琉球間の関係において、表面的には日本が優越だったことが理解できたであろう。

このように訳官が収集した情報の内容は、〈表 2〉で確認できるように、日本の政治体制と藩制度、禄と忠勤、暦、産物などに関する日本情勢はもちろん、オランダ・中国・琉球といった海外情報まで広がっていた。つまり訳官による情報収集は、朝鮮国が海外諸国に対応するうえでも重要な情報源となったと考えられる。

『通訳酬酢』が記された 17 世紀後半から 19 世紀前半までは、外交交渉の場面において先例に基づく高い論理性が求められたため（日野清三郎著・長正統編、1968）、交渉の記録は重要な課題となった。また対馬藩は対朝鮮政策の立案・樹立者という役割上、幕府から朝鮮関連の質問を受ける場合が多く、情報収集や管理・伝達に務めねばならない立場であった。そのために以前の交渉過程を時期別・内容別に分類、構築することと同時に、『朝鮮通交大紀』『分類紀事大綱』などの記録を整備した。つまり、「前例」を対朝鮮交渉の根拠とし、将来の朝鮮との交渉を円滑に導こうとしたのである。

4. 結論と課題

倭館における対馬朝鮮語通詞と倭学訳官は、日朝間外交における通訳という基本業務のほか、貿易における通訳を兼ねていた。さらに町人（中人）身分でありながらも、対馬藩と東萊府、そして両政府の指示を受けながら情報収集と折衷役を担う、いわば下級外交官として機能していた。通詞と訳官は、日朝間の外交・貿易交渉の最前線で活動したため、両者は倭館内で頻繁に接触しており、その過程で親密な関係を維持していた。そのため、比較的抵抗感を感じることなく互いの必要な情報を交換したと考えられる。

その一面を示すのが小田幾五郎の『通訳酬酢』であり、本書には倭館を舞台に通詞と訳官が交わした問答を収録している。特に本書は、日朝外交の変革期に当たる 19 世紀に記されたため、内容分析を通して、当時、両国通事の関心事や情報収集過程の様相および特徴を把握することができた。

まず通詞が収集した情報は幕府と対馬藩の指示による情報（外交・政治・経済・社会・軍事・風聞）だけでなく、異文化理解のための情報（自然・歴史・制度・文化・礼儀作法）や、「女性之部」のように通詞の個人的な関心事まで入手された。

また訳官による情報収集は、日本（対馬、大阪、江戸）をはじめ、長崎で滞在する

オランダ人・中国人に至るまで、異聞や新文物を中心に幅広い内容が入手された。通詞と訳官による情報収集は、明治政府が倭館を接収する 1873 年まで継続したが、彼らが収集した諸般情報は、両国の外交政策樹立に多大な影響を与えたという点で意義がある。

ところで、対馬藩による情報収集は 16 世紀からすでに始まっており、『通訳酬酢』と同様に対話（問答）形式を取る文献には、『朝鮮語訳』（1710）、『御尋朝鮮覚書』（1725）、『惜陰談』（1803～1854）、『復文録』（1873～1876）などが現存する。そのため、上記文献の収録内容を比較・対照する方法で、時代による情報収集過程の変遷を把握するとともに、文献間で重複・共通する内容から、幕府と対馬藩が最も注目した情報、継続的に収集した内容について探る必要がある。この二点については今後の課題にしたい。

【参考文献】

- 学習院東洋文化研究所刊（1967）『李朝実録』（第 55 冊）東京：学習院東洋文化研究所
- 韓国国史編纂委員会所蔵本（1831）『通訳酬酢』（小田幾五郎著、請求番号：記録類 4313）
- 韓国国史編纂委員会（2005）『分類紀事大綱 I～IV』（対馬島宗家文書資料集 1～4）果川：韓国国史編纂委員会（原著は越常右衛門（1684～1698））
- 京都大学国語学国文学研究室編（1963）『隣語大方本文・解題・釈文・索引』京都：京都大学国文学会
- 鈴木棠三編（1979）『象胥紀聞』（影印本）東京：村田書店
- 田代和生監修（2004）『倭館館守日記』（マイクロフィルム第 1～3 期、原本は国立国会図書館所蔵本）東京：ゆまに書房
- 長崎県教育委員会（2015）『対馬宗家文庫史料朝鮮訳官発給ハンゲル書簡調査報告書』（長崎県文化財調査報告書 212）長崎：昭和堂
- 雨森芳洲著・田代和生校注（2014）『交隣提醒』東京：平凡社
- 池内敏（1998）『近世日本と朝鮮漂流民』京都：臨川書店
- 長正統（1978）「倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉」『史淵』115
- 小幡倫裕（2002）「対馬通詞小田幾五郎の朝鮮文化認識—『通訳酬酢』を中心に—」『社会科学研究』6（原文韓国語）
- 岸田文隆（2014）「対馬宗家文書朝鮮語ハンゲル書簡類の解読作業について」『国語史研究』18
- 許芝銀（2008）「対馬朝鮮語通詞の成立過程と役割」『韓日関係史研究』29（原文韓国語）

- 許芝銀（2010）「対馬朝鮮語通詞小田幾五郎の生涯と対外認識—『通訳酬酢』を中心に—」『東北亜歴史論叢』30（原文韓国語）
- 酒井雅代（2015）「近世後期対馬藩の朝鮮通詞」『日韓相互認識』6
- 田代和生（2007）『日朝貿易と対馬藩』東京：創文社
- 田代和生（2011）『新・倭館—鎖国時代の日本人町—』東京：ゆまに書房
- 田代和生（2015）「国立国会図書館所蔵「宗家文書」目録：解説」『参考書誌研究』76
- 田代和生編著（2017）『通訳酬酢』東京：ゆまに書房
- 田保橋潔（1940）『近代日鮮関係の研究』京城：朝鮮総督府中枢院
- 田中健夫・田代和生校訂（1978）『朝鮮通交大紀』東京：名著出版
- 鄭成一（2000）『朝鮮後期対日貿易』ソウル：新書院（原文韓国語）
- 朴真完（2011）「苗代川本「惜陰談」について—朝鮮語学習書としての性格を中心に—」『韓国語学』52（原文韓国語）
- 日野清三郎著・長正統編（1968）『幕末における対馬と英露』東京：東京大学出版会
- 箕輪吉次（2010）「小田幾五郎『通訳酬酢』小考—朝鮮最良と日本最良—」『日語日文学研究』74

<謝辞>

本研究は、公益財団法人 JFE21 世紀財団 2017 年度アジア歴史研究助成を受けたものである。

<注>

-
- 1 朝鮮通信使は江戸時代、幕府将軍の就任などに合わせて 400～500 人の規模で計 12 回派遣された。その構成は三使（正使、副使、従事官）を筆頭に良医、絵師、書記、楽隊、船長などが含まれ、武士・庶民・知識人の歓迎を受けた。外交的な目的以外に文化交流も促進され派遣時に交換された詩文唱和は、百数十巻以上が文集にまとめられて現存している。
 - 2 江戸幕府と朝鮮王朝による直・間接通交を田代和生（2011：頁 92）では「二層式の外交」と説明している。
 - 3 倭館は中世時代からすでに存在しており、15 世紀初、日本人使節を接待するために朝鮮の漢城（現、ソウル）と三浦（釜山浦、塩浦、齊浦）に設置された客館から始まる。近世の倭館について『朝鮮通交大紀』では、成立年代によって旧館（豆毛浦倭館）と新館（草梁倭館）とで区別している。
 - 4 後述するように、通詞と訳官の任務は言語通訳のみならず、外交・貿易など通訳以外の業務にまで及んだことを考慮し、以下、両国の通訳担当者を同時に指す場合は「通事」を用いる。

- 5 倭館の最上席者「館守」は、対馬の上級藩士が二～三年交代で派遣され任に当たった。執務日記である『倭館館守日記』（国立国会図書館蔵本）が現存する。
- 6 通詞の人数については酒井雅代（2015：頁 36-45）の〈表 1〉「通詞の人数・昇進」（1767～1824）を参考にして、年度別に合計を出して概算した結果である。
- 7 1717年5月、公作米の未収分が発生したため、代官が任所を毎日訪れて抗議したという例（「享保二丁酉五月十八日之書状」、『分類紀事大綱』巻 10）がこれに当たる（長崎県教育委員会、2015：頁 403）。
- 8 吏読は漢字を朝鮮語の語順により配列し、助詞・助動詞などの文法要素を漢字の音・訓を借りて表したものである。『象胥紀聞』（1794）で「衙前ノ者真文ニ言語ノテニハフ用ヒ事ノ早く通シ候ヨリ起リタルト云」〈下「文芸」：10a〉としているように、漢文表記方式の一つとして当時の朝鮮官庁で一般的に用いられた。
- 9 長崎県教育委員会（2015：頁 31-33）所収のハングル書簡（朴俊漢発送：小田宛、1795年9月28日、管理番号 815-6-6）は「省弊」の概要を草案した「覚書」である。主な「省弊」の内容は、通信使の「三使」を一員除いた「兩使」にする、船は六隻から四隻に減らす、また人数を 200～300 名に縮小することであった。
- 10 丁巳約条（1798）、戊午協定（1799）のとき日本側に渡された書契はいずれも朴俊漢によって偽造されたものであった（長正統、1978：頁 105-110）。対馬藩が「易地行聘」交渉を推進した背景には、当時、藩財政を再建するための方策だったという見解がある。田保橋潔（1940）では、対馬藩は「易地行聘」交渉のための交付金として、1807年に幕府から 8 万両を受け取ったと指摘している。
- 11 例えば朝鮮人の日本漂着の規模について池内敏（1998：付録、頁 4-142）では、1599～1872年（274年間）の漂着件数は 917 件、また 1873～1888年（16年間）の漂着件数は 63 件と報告しているように、中・近世において両国間で漂流民が頻繁に発生していたことが窺える。
- 12 開市大庁は、朝鮮商人との私貿易のために設置された取引所であり、館守屋と裁判屋を加え、東の三大庁と言う。
- 13 訓導出身の李碩麟は、対馬藩「朝鮮薬材調査」時に莫大な資金を収賄し、朝鮮人参の種苗密入に協力した。その後、朝鮮人参を日本各地で試験栽培を繰り返し、日本は 18 世紀前半、ついに朝鮮人参の国産化に成功した。やがて「御種人参」と呼ばれる日本の朝鮮人参が大量に普及し、朝鮮人参の対日輸出は中断される結果まで産んだ（鄭成一、2000 参照）。
- 14 『通訳酬酢』本文の解説は田代和生編著（2017：頁 245）を参考にした。
- 15 1795年10月18日朴俊漢が小田宛に送ったハングル書簡（管理番号 1123-139）の所収記事（長崎県教育委員会、2015：頁 298-299）。
- 16 ハングル書簡（1805年6月22日、管理番号 1123-139）。原文の写真は長崎県教育委員会（2015：頁 503）を参照。
- 17 『隣語大方』は、いわゆる「朝鮮刊本」（日本語学習用）と呼ばれる木版本と、「苗代川本」（朝鮮語学習用）と呼ばれる写本が共存する。その後、明治時代に入ってから、浦瀬裕が校正・増補し、宝迫繁勝が印刷した明治刊本（活字本）9 巻 3 冊も現存する。
- 18 「倭館」と書くのが正式だが、原文どおり「和館」と表記する。小田幾五郎の時代、「倭」の字を嫌って意図的に「倭館」を「和館」に改めている。
- 19 朝市に来る商人の中には若い朝鮮女性も含まれていた。しかし、朝鮮王朝実録

(1713年4月12日)の記事によると、朝鮮女性と日本人との交姦事件が頻繁に発生したので、東萊府使の権以鎮は、女性の朝市への出入を禁止したとする。²⁰ 原文の翻刻は、田代和生編著(2017:頁341)に拠る。